

**「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 最終とりまとめ（案）」
に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方（案）**

（募集期間：平成24年12月14日（金）～平成25年1月4日（金））

No.	提出された意見	意見に対する考え方（案）
1	<p>（意見1） <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 1. 検討の前提について（割当上の優先順位） (1) ホワイトスペース利用システムの共用方針</p> <p><意見> 最初からおかしいです。 災害向け通信システム等のホワイトスペース利用システムが優先順位の1番目にくることは東日本大震災を見れば分かるおりで、国民の命を守る通信の優先順位は1番目であることが必須と考えます。 また北朝鮮のミサイル（？）打ち上げ情報などは、国防の観点から優先順位を災害並みの1番目とし、市区町村の防災無線はもとよりホワイトスペースを用いて広く国民に放送すべきと考えます。</p>	<p>地上デジタルテレビジョン放送用周波数帯ホワイトスペースは、地上デジタルテレビジョン放送が一次業務となっている周波数帯であり、当該ホワイトスペースを利用する他のいずれのシステムも、地上テレビジョン放送へ有害な混信を生じさせてはならず、また地上テレビジョン放送からの有害な混信への保護を求めてはならないと考えられます。</p> <p>また、特定ラジオマイクは、他のホワイトスペース利用システムとは異なり、他周波数帯（一次業務）からの移行であることから、地上デジタルテレビジョン放送に有害な混信を生じさせない等の条件の範囲内で、その利用環境の維持を可能な限り図ることが適切であると考えられます。</p> <p>このような考え方を踏まえ、地上デジタルテレビジョン放送ホワイトスペース利用システム間の割当上の優先順位については、各システム関係者により構成された「ホワイトスペース推進会議 共用検討ワーキンググループ」において、詳細かつ慎重な検討・議論及びパブリックコメント手続を経て、「ホワイトスペース利用システムの共用方針」（平成24年1月）としてとりまとめられたものあり、適切であると考えます。</p>

	<p>(意見2) <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 1. 検討の前提について(割当上の優先順位) (3) エリア放送の制度化について</p> <p><意見> ワンセグ対応携帯端末では、よほど受信状況が良い場所で無い限りワンセグ視聴はできないので、技術的に見直すか、廃止するか、はっきりさせたほうがいいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>エリア放送については、ワンセグ対応携帯端末等により、事業者が想定している業務区域において、適切に受信可能であると承知しています。</p> <p>また、エリア放送の技術的要件につきましては、必要に応じて、適切な見直しを行う予定です。</p>
2	<p><該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 6. 運用調整等の実施主体 (1) 特定ラジオマイクチャンネルリスト作成・更新の主体</p> <p><意見> 【原案】 一方、次年度以降、特定ラジオマイクチャンネルリスト以外の運用場所を追加するなどの特定ラジオマイクチャンネルリストの更新については、特定ラジオマイクの運用者が地デジに混信を与えないよう地デジとの共用条件を満足することを示す資料を総務省に提出し、総務省はその資料に基づいてリストの更新を行なうことが適当である。</p> <p>【意見】 一方、次年度以降、特定ラジオマイクチャンネルリスト以外の運用場所を追加するなどの特定ラジオマイクチャンネルリストの更新については、特定ラジオマイクの運用者からの報告などにより、引き続き総務省において地デジへの干渉計算や関係者との調整を行ない更新することが適当である。</p> <p style="text-align: right;">【ロックドア株式会社】</p>	<p>本来、ホワイトスペースにおいては当該無線局の免許人自らによって地デジに混信を与えないことを確認して運用しなければならないものですが、当初の特定ラジオマイクチャンネルリストは、特定ラジオマイクの円滑な周波数移行を図るための一環として総務省において作成されるものです。次年度以降の当該リストの更新は、特定ラジオマイク運用者が提出する資料に基づいて総務省が行うことが適当と考えるものであることから、原案が適当と考えます。</p>
3	<p><該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 1. 検討の前提について(割当上の優先順位) (3) エリア放送の制度化について</p> <p><意見> (経緯および原案) 中間とりまとめ(案)への意見募集の際に、「実証実験によって地域に特化した放送を提供するという意義を確認した後は、エリア放送は終了することとし、ホワイトスペースでの免許割当ても実施すべきではない」との意見を提出した。</p>	<p>これまで実験試験局として行われたエリア放送において、数千人規模の視聴者に対してエリア放送を実施したのもある他、イベント時や地域における地域情報提供等に使用されており、採算の確保という観点のみならず、様々なニーズがあることから、エリア放送はこういった多様なニーズに対応するものと考えております。</p>

<p>これに対して、中間取りまとめ（案）意見募集の結果及び意見に対する考え方、および最終とりまとめ（案）2 ページで、「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」報告書（平成 22 年 7 月 30 日）において制度化が提言され、『「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針』（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）によって平成 24 年 4 月よりエリア放送が施行された、と表明されている。</p> <p>（意見）</p> <p>既定の方針に基づいて淡々とエリア放送の制度化を進めているということであるが、それで正しいのか、再度、考え方を伺いたい。具体的には、以下の論点に対して、まず考え方を表明していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに実施された実証実験等で、エリア放送は多数の視聴者を獲得できたのか ・今後、エリア放送を本格実施した場合、採算を確保できる視聴者数を獲得できると見込めるのか ・iPhone 等、エリア放送を受信できないスマートフォン利用者に対して、どのような形態でエリア情報を提供しようとしているのか ・iPhone 等に対してエリア情報を提供する形態では、ワンセグ対応携帯電話等への情報提供はできないのか <p>その上で、自称実験等で多数の視聴者を獲得できなかった、今後の事業化で採算は見込みにくい、あるいは、iPhone 等に対してエリア情報を提供する形態でワンセグ対応携帯電話等への情報提供ができる、のいずれかである場合には、エリア放送のためのホワイトスペースでの免許割当てを実施すべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>iPhone 等、エリア放送を受信できないスマートフォン利用者に対しても、ワンセグチューナーを接続することで、ワンセグ型のエリア放送を視聴できるものと承知しています。</p> <p>また、「iPhone 等に対してエリア情報を提供する形態」が具体的に何を指しているかが必ずしも明確ではありませんが、多数の者に対して同時に動画配信を行う場合等においては、携帯電話事業者の通信回線を活用したインターネット接続で発生する可能性のある回線の輻輳やサーバ負荷の問題等を回避できることや、従量制のインターネット契約をしている携帯電話利用者が課金を気にせずに情報を取得できること等、エリア放送により情報提供を行う利点があると考えられます。</p> <p>後段のご意見については、エリア放送の免許は、電波法令で定められた審査基準により審査が行われるものと承知しています。</p>
<p>4 （意見 1） <該当箇所> 全体（総論）</p> <p><意見></p> <p>限られた電波の周波数資源を有効活用する事については言を待たない。</p> <p>この資源を有効活用する運用調整の仕組みについては、当連盟は 20 余年をかけて、放送事業者の理解とご協力を得て限られた資源の有効活用実績を残してきた。</p> <p>今回、提示された「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み」の大筋は我々の歩んできた道はずれてはいないと思います。</p> <p>今後、具体的な仕組みを築いていく時に柔軟な考えをもつ</p>	<p>本案への賛同意見として承らせて頂きます。</p>

	<p>て、仕組みの完成度を上げていくことが必要である。</p> <p>(意見2) <該当箇所> II. その他のホワイトスペース利用システムの運用調整について 3. ホワイトスペース利用システムに共通に求められる運用上の条件</p> <p><意見> 参考として提案 文章として、分かり憎い表現になっている。訂正しては思います。 II. その他のホワイトスペース利用システムの運用調整について 3項目「ホワイトスペース利用システムに共通に求められる運用上の条件」 ① 3行目・・・(運用時に事前調整を行うことを調整することを含む)・・・ この()内の文章は以下のようにしたらと思います。 (運用時に事前調整を行い調整することを含む)</p> <p style="text-align: center;">【特定ラジオマイク利用者連盟】</p>	<p>ご指摘を踏まえ、II 3の①の文中「(運用時に事前調整を行うことを調整することを含む。)」を「(運用時に事前調整を行うことにつき協定等の締結や措置を講じることを含む。)」と修正いたします。</p>
5	<p>(意見1) <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 5. 運用調整体制確立後の運用について (1) 特定ラジオマイクチャンネルリストの更新及びその影響 ① 既存の特定ラジオマイクとの関係</p> <p><意見> 【原案】 特定ラジオマイクが割当上優先されることから、特定ラジオマイクチャンネルリストの変更により、エリア放送から特定ラジオマイクに混信の可能性がある場合には、エリア放送の免許人は、出力の低減、設置場所の変更や停波等の対応を求められる。 しかしながら、エリア放送の利用継続性を確保する観点からは、特定ラジオマイク運用者は、当該エリア放送運用者と十分に協議の上、できる限り同一チャンネルを避けたり、利用時間を調整するなどの配慮を行うことが望ましい。</p> <p>【意見】 エリア放送を行う事業者においては、停波、周波数変更は大きな負担となるため、「エリア放送の利用継続性を確保す</p>	<p>前段につきましては、本案への賛同意見として承らせて頂きます。 また、「停波、周波数変更が必要となる場合には、・・・エリア放送が混信回避の対応を実施するまでの期間を十分に確保いただけるようなご配慮をお願いしたい」との御意見につきましては、今後、設立される運用調整連絡会及び協議会（仮称）において、実際の運用実態を踏まえた適切な検討がなされるものと考えます。</p>

	<p>る観点からは、特定ラジオマイク運用者は、当該エリア放送運用者と十分に協議の上、できる限り同一チャンネルを避けたり、利用時間を調整するなどの配慮を行うことが望ましい。」との記述があることについて賛同いたします。</p> <p>是非、十分な配慮をいただき運用をお願いいたします。</p> <p>またやむを得ず、停波、周波数変更が必要となる場合には、既存のエリア放送が被る影響が甚大となる可能性があるため、エリア放送が混信回避の対応を実施するまでの期間を十分に確保いただけるようなご配慮をお願いしたいと考えます。</p> <p>-----</p> <p>(意見2) <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 6. 運用調整等の実施主体 (2) 運用調整主体 【1】 特定ラジオマイクとエリア放送間の運用調整の主体 (イ) 設立の手順 [1] 運用調整連絡会</p> <p><意見> 【原案】 ● 特定ラジオマイクとエリア放送間の運用調整及び地デジに対する受信障害対応の観点から、放送事業者、特定ラジオマイク免許人団体、エリア放送免許人等を会員とする。</p> <p>【意見】 運用調整連絡会の会員について、特にエリア放送に関しては、免許人以外にも、エリア放送の導入支援、免許申請業務などを行う技術的知識を有し、今後のエリア放送の展開に積極的取り組みを行う企業、団体にも参加の機会が与えられるよう、広く参加の周知を行っていただけるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電気興業株式会社】</p>	<p>運用調整連絡会（仮称。以下同じ。）の入会資格等のより具体的な要件や周知方法につきましては、同連絡会において検討されるものと想定されます。</p>
6	<p><該当箇所> 全体（総論）</p> <p><意見> 「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 最終とりまとめ（案）」に対する意見を提出する機会をいただき、ありがとうございます。</p> <p>以下に挙げる対策も並行して実施する事でホワイトスペースの利用を加速させ、利用者に安心して電波利用システムの提供が可能となることから、総務省殿にはご支援をお願いいたします。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上での参考とされるものと考えます。</p>

	<p>① 移動通信用周波数の更なる拡大 平成 24 年 7 月 20 日に総務省が公表した「無線 LAN ビジネス報告書」によると、移動通信事業者 6 社の移動通信のトラフィック（非音声）は、スマートフォンの普及とともに、年間約 2.2 倍のペースで増加しており、更なる移動通信用周波数の確保等の逼迫対策が喫緊の課題と考えます。</p> <p>地上デジタル放送も国民の安心、安全の確保の点より重要なインフラであると考えますが、米国の動向等も鑑み、プレミアムバンドでの周波数確保を引き続き考慮いただければ幸いです。</p> <p>② ホワイトスペースの利用を促進させる関係業界の協力 平成 24 年 6 月 28 日に 700MHz 帯の割当てを受けた当社は、早期の携帯電話サービスの開始ができるよう、他の認定開設者と共同して、当該周波数の移行を推進しています。</p> <p>周波数移行を迅速に実施するために、当該周波数を利用する特定ラジオマイク（770～806MHz）の移行先の周波数の一つであるホワイトスペースへの移行を進めるべきと考えます。</p> <p>その円滑な移行のため、特定ラジオマイク機器の製造等関係各所の協力が必要不可欠であり、総務省殿にはその後押しをお願いしたいと考えます。</p> <p>③ 放送受信ブースター等の受信設備やその工事内容に対する規制 700MHz 帯周波数移行と並行し、発生するおそれのある地上デジタル放送の受信障害の防止、発生した場合の措置も実施していきませんが、将来に渡り地上デジタル放送の受信設備やその工事内容に規制がない状態では、必要以上の対策件数の増加や、対策の長期化等が懸念されます。</p> <p>放送受信ブースターについて、受信機器の不要電波レベルを抑制するための仕組み及びその工事仕様に関する規律を設ける等、当該対策が最小となるよう効果的で活用し得る支援も要望します。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社】</p>	
7	<p>（意見 1） <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 1. 検討の前提について（割当上の優先順位） (1) ホワイトスペース利用システムの共用方針</p> <p><意見> 【原案】 平成 24 年 1 月に取りまとめられた「ホワイトスペース利</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上での参考とされるものと考えます。</p>

用システムの共用方針」において、地上デジタルテレビジョン放送（以下「地デジ」という。）用周波数帯ホワイトスペース（以下「ホワイトスペース」という。）利用システム間の割当上の優先順位は以下のとおり示されている。

- 1 地上デジタルテレビジョン放送
- 2 特定ラジオマイク
- 3 エリア放送型システム 1、センサーネットワーク、災害向け通信システム等のホワイトスペース利用システム（注）

（注）別途混信防止措置などの技術的な検討を行うことが前提となるが、このほかホワイトスペースを利用するシステムとして無線ブロードバンドシステム等、様々なシステムの導入の検討がなされる場合には、同等の取扱いをすることが適当

これは、以下の2点を基本的な考え方としたものである。

- ① ホワイトスペースを利用するいずれのシステムも、地デジへ有害な混信を生じさせてはならず、また地デジからの有害な混信への保護を求めてはならない。後日開設される地デジについても同様である。
- ② 特定ラジオマイク（デジタル特定ラジオマイクを含む。以下同じ。）については、他のホワイトスペース利用システムとは異なり、770～806MHzの周波数帯（一次業務）からの移行であることから、上記①の範囲内で710～714MHz及び1.2GHz帯を含めて現行と同水準の継続的利用を確保する必要があるため、上記①の範囲内で利用環境の維持を可能な限り図ることが適当である。

特定ラジオマイク及びエリア放送の運用調整の検討に当たっては、上記の優先順位を基本として考えることが適当である。

【意見】

「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書(案)」(※)において、放送用受信設備（ブースター等）から携帯電話基地局等への混信により他の無線通信に支障を及ぼす例が実際に発生しており、関係業界を中心に一層の周知を図ることが必要であり、“あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべき”とされており、地上波デジタル放送システムにかかるブースターシステム等からの干渉について慎重に対応し、ホワイトスペースは混信防止を担保することが重要であると考えます。

今回のホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組みと同時に、地上波デジタル放送システムにかかるブースター

ーシステムが、新規に設置する物については二次利用システム・TV バンド外携帯電話システムから不用意に受信抑圧等を受けないように、また同様に他システムへ干渉を与えないスペックを策定するための仕様を検討し、以下の各項目に対するそれぞれのガイドライン等を電波産業会にて策定していただくことを要望いたします。

1. 電波有効利用の促進に関する報告書で、今後市販される UHF のブースターのフィルターの仕様について、厳密に縮退したデジタル地上波 TV バンドに限定したパスバンドを入力段でフィルターアウトし、700MHz 帯の携帯電話端末並びに基地局、ITS 等からの信号による受信抑圧を発生しない機器とする様に明確なガイドラインを設けるべき

2. UHF ブースターと壁端子盤は、中間周波数を携帯電話と共用しているが、不用意に端子のみ取りつけている場合等を電子回路で検知して LED 等でアラームして動作停止し、中間周波数帯の不要輻射を解放端より発射しないように規制する、明確なガイドラインを設けるべき

3. 同軸ケーブルのコネクタ成端工事の不手際により UHF ブースターと壁端子盤が、中間周波数を不要輻射している場合、ブースター給電等を利用して、自らそれを同様に検知して LED 等でアラームして動作停止する仕様を義務付けるよう、明確なガイドラインを設けるべき

4. TV 同軸端子のシールドが、蓋のリッドのプラスチックの切断等による故障等により取れることがないように、明確なガイドラインを設けるべき

※ 「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書(案)」の意見募集(平成 24 年 11 月 16 日)

第 2 章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進

1. 無線局の良好な受信環境の保護

(1) 放送用受信設備から発生する不要電波等への対策

放送用受信設備(ブースター等)から携帯電話基地局等への混信については、旧規格の機器の使用やその設置工事不良等によって、中間周波数での不要電波が発生し、他の無線通信に支障を及ぼす例が発生している。

今後、同様の原因による混信の発生を最小化するため、関係業界を中心に施工等の留意事項を取りまとめ、製造業者、販売店、施工業者等への一層の周知を図ることが必要である。加えて、不要電波の発生により他の業務への影響が生じる可能性が高い場合には、あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべきである。

(意見2)

<該当箇所>

I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み

1. 検討の前提について(割当上の優先順位)

(4) 周波数割当計画について

① 特定ラジオマイク

<意見>

【原案】

周波数割当計画(平成20年総務省告示第714号)について、ホワイトスペース利用システムの実用化に関して、以下の改正が実施されている。

① 特定ラジオマイク

特定ラジオマイクに係る周波数割当計画の改正は以下のとおり。

(ア) 現在使用されている周波数帯(770~806MHz)については、「放送事業用及び一般業務用(特定ラジオマイク用)によるこの周波数帯の使用は、平成31年3月31日までに限る」と規定され、移行先周波数として、470~710MHz、710~714MHz、1.2GHz帯が割り当てられた。

(イ) このうち、470~710MHzについては、二次業務として割り当てられ、二次業務の無線局は、「周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない」、「周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない」とされていることから、一次業務である地デジに対して有害な混信を生じさせてはならず、また地デジからの混信に対し、保護を要求してはならないとされている。

【意見】

(要約)

特定ラジオマイクの周波数移行が見込まれている710~714MHzは、世界的に携帯電話用途とされている周波数のため、特定ラジオマイクの専用帯域は設けず、すべてホワイトスペース(470~650MHz)で利用すべき

(意見)

特定ラジオマイクの周波数移行が見込まれている710~714MHzは、3GPPの国際標準規格のBand12(699~716MHz) Band28(703~748MHz) Band44(703~803MHz)として世界的に携帯電話用途とされている周波数のため、スマートフォンの普及等により将来的に携帯電話の周波数が逼迫した際に日本でもこの周波数が携帯電話用途となる可能性があります。また、キャリアアグリゲーション技術の進展により、個

710~714MHzを特定ラジオマイク専用に割り当てることについては、本最終とりまとめ(案)の意見募集対象ではありません。

なお、特定ラジオマイクは、広い範囲で移動しながら使用される利用形態があることから、ホワイトスペース以外に特定ラジオマイクのための専用帯域を設けることは必要であること、また、携帯電話と地デジとのガードバンドである周波数の有効利用の観点からも適当と考えられます。

別の周波数帯でも複数同時に周波数を使うことができる等周波数をフレキシブルに有効活用でき、700MHz 帯携帯電話周波数の拡張に備えるべきであると考えます。

従って、特定ラジオマイクは専用帯域を設けず、すべてホワイトスペース（470～650MHz）で利用するべきであると考えます。

（意見3）

<該当箇所>

I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み

2. ホワイトスペース利用システムの利用形態

(1) 特定ラジオマイク

<意見>

【原案】

ホワイトスペースに隣接する 710～714MHz の周波数帯は、特定ラジオマイク用に一次業務として割り当てられており、当該周波数帯と連続的な使用により、同一機材での運用が可能となることを考慮する必要がある。このため、ホワイトスペースにおける特定ラジオマイクの使用周波数については、地デジ用周波数帯の中でもより高い周波数帯から使用することが望ましい。

また、移動しながら運用する移動体型の特定ラジオマイクについては、その運用形態を考えると、今後技術的な方法等何らかの方法で地デジの保護を担保できない限り、ホワイトスペースでの利用は困難と考えられる。

このため、今回の運用調整の仕組みの検討に当たっては、いわゆる固定的な運用と可搬型の運用の特定ラジオマイクのみを検討の対象としている。

【意見】

（要約）

将来の更なる周波数再編を前提に、ホワイトスペースは 42CH 以下を使用すべき

（意見）

本年度、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数（53CH から 62CH の 10CH）は、近年の移動通信用周波数の逼迫対策のため、この利用帯域に割り当てられたところですが、最近の総務省の情報通信統計データベースによれば、移動通信事業者 6 社の移動通信トラフィック量は年間 2 倍の伸び率を示しており、今後 10 年間で約 1,000 倍のトラフィック量の増加が見込まれ、更なる移動通信用周波数の確保等の逼迫対策が必要です。この逼迫対策のためには、既存の放送用周波数の縮小も例外ではなく、将来的に更なる周波数再編が考えられます。

移動通信システムに対する周波数については、「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン～（平成 22 年 11 月 30 日）」において、周波数確保の目標が掲げられており、この目標に向けた検討及び取組が総務省で行われているものと承知しています。

	<p>地上テレビジョン放送（470～710MHz）は、限られた周波数を有効活用できるデジタル放送の利点を最大限活かし、近い将来に当該放送帯域を更に圧縮して 52CH から 42CH 以下に再リパックして 470～650MHz とし、空いた 10CH 分の周波数を移動通信用周波数へ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社】</p>	
8	<p>（意見 1） <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 1. 検討の前提について（割当上の優先順位） (1) ホワイトスペース利用システムの共用方針</p> <p><意見> 【原案】 平成 24 年 1 月に取りまとめられた「ホワイトスペース利用システムの共用方針」において、地上デジタルテレビジョン放送（以下「地デジ」という。）用周波数帯ホワイトスペース（以下「ホワイトスペース」という。）利用システム間の割当上の優先順位は以下のとおり示されている。</p> <p>1 地上デジタルテレビジョン放送 2 特定ラジオマイク 3 エリア放送型システム 1、センサーネットワーク、災害向け通信システム等のホワイトスペース利用システム（注）</p> <p>（注）別途混信防止措置などの技術的な検討を行うことが前提となるが、このほかホワイトスペースを利用するシステムとして無線ブロードバンドシステム等、様々なシステムの導入の検討がなされる場合には、同等の取扱いをすることが適当</p> <p>これは、以下の 2 点を基本的な考え方としたものである。</p> <p>① ホワイトスペースを利用するいずれのシステムも、地デジへ有害な混信を生じさせてはならず、また地デジからの有害な混信への保護を求めてはならない。後日開設される地デジについても同様である。</p> <p>② 特定ラジオマイク（デジタル特定ラジオマイクを含む。以下同じ。）については、他のホワイトスペース利用システムとは異なり、770～806MHz の周波数帯（一次業務）からの移行であることから、上記①の範囲内で 710～714MHz 及び 1.2GHz 帯を含めて現行と同水準の継続的利用を確保する必要があるため、上記①の範囲内で</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上での参考とされるものと考えます。</p>

利用環境の維持を可能な限り図ることが適当である。

特定ラジオマイク及びエリア放送の運用調整の検討に当たっては、上記の優先順位を基本として考えることが適当である。

【意見】

「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書(案)」(※)において、放送用受信設備(ブースター等)から携帯電話基地局等への混信により他の無線通信に支障を及ぼす例が実際に発生しており、関係業界を中心に一層の周知を図ることが必要であり、“あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべき”とされており、地上波デジタル放送システムにかかるブースターシステム等からの干渉について慎重に対応し、ホワイトスペースは混信防止を担保することが重要であると考えます。

今回のホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組みと同時に、地上波デジタル放送システムにかかるブースターシステムが、新規に設置する物については二次利用システム・TV バンド外携帯電話システムから不用意に受信抑圧等を受けないように、また同様に他システムへ干渉を与えないスペックを策定するための仕様を検討し、以下の各項目に対するそれぞれのガイドライン等を電波産業会にて策定していただくことを要望いたします。

1. 電波有効利用の促進に関する報告書で、今後市販されるUHFのブースターのフィルターの仕様について、厳密に縮退したデジタル地上波TVバンドに限定したパスバンドを入力段でフィルターアウトし、700MHz帯の携帯電話端末並びに基地局、ITS等からの信号による受信抑圧を発生しない機器とする様に明確なガイドラインを設けるべき

2. UHFブースターと壁端子盤は、中間周波数を携帯電話と共用しているが、不用意に端子のみ取りつけている場合等を電子回路で検知してLED等でアラームして動作停止し、中間周波数帯の不要輻射を解放端より発射しないように規制する、明確なガイドラインを設けるべき

3. 同軸ケーブルのコネクタ成端工事の不手際によりUHFブースターと壁端子盤が、中間周波数を不要輻射している場合、ブースター給電等を利用して、自らそれを同様に検知してLED等でアラームして動作停止する仕様に義務付けるよう、明確なガイドラインを設けるべき

4. TV同軸端子のシールドが、蓋のリッドのプラスチックの切断等による故障等により取れることがないように、

明確なガイドラインを設けるべき

※ 「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書（案）」の意見募集（平成 24 年 11 月 16 日）

第 2 章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進

1. 無線局の良好な受信環境の保護

(1) 放送用受信設備から発生する不要電波等への対策

放送用受信設備（ブースター等）から携帯電話基地局等への混信については、旧規格の機器の使用やその設置工事不良等によって、中間周波数での不要電波が発生し、他の無線通信に支障を及ぼす例が発生している。

今後、同様の原因による混信の発生を最小化するため、関係業界を中心に施工等の留意事項を取りまとめ、製造業者、販売店、施工業者等への一層の周知を図ることが必要である。加えて、不要電波の発生により他の業務への影響が生じる可能性が高い場合には、あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべきである。

（意見 2）

<該当箇所>

I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み

1. 検討の前提について（割当上の優先順位）

(4) 周波数割当計画について

① 特定ラジオマイク

<意見>

【原案】

周波数割当計画（平成 20 年総務省告示第 714 号）について、ホワイトスペース利用システムの実用化に関して、以下の改正が実施されている。

① 特定ラジオマイク

特定ラジオマイクに係る周波数割当計画の改正は以下のとおり。

(ア) 現在使用されている周波数帯（770～806MHz）については、「放送事業用及び一般業務用（特定ラジオマイク用）によるこの周波数帯の使用は、平成 31 年 3 月 31 日までに限る」と規定され、移行先周波数として、470～710MHz、710～714MHz、1.2GHz 帯が割り当てられた。

(イ) このうち、470～710MHz については、二次業務として割り当てられ、二次業務の無線局は、「周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない」、「周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない」とされていることから、一次業務である地デジに対して有害な混信を生じさせてはならず、また地デジから

710-714MHz を特定ラジオマイク専用割り当てることについては、本最終とりまとめ（案）の意見募集対象ではありません。

なお、特定ラジオマイクは、広い範囲で移動しながら使用される利用形態があることから、ホワイトスペース以外に特定ラジオマイクのための専用帯域を設けることは必要であること、また、携帯電話と地デジとのガードバンドである周波数の有効利用の観点からも適当と考えられます。

の混信に対し、保護を要求してはならないとされている。

【意見】

(要約)

特定ラジオマイクの周波数移行が見込まれている 710～714MHz は、世界的に携帯電話用途とされている周波数のため、特定ラジオマイクの専用帯域は設けず、すべてホワイトスペース（470～650MHz）で利用すべき

(意見)

特定ラジオマイクの周波数移行が見込まれている 710～714MHz は、3GPP の国際標準規格の Band12（699～716MHz）Band28（703～748MHz）Band44（703～803MHz）として世界的に携帯電話用途とされている周波数のため、スマートフォンの普及等により将来的に携帯電話の周波数が逼迫した際に日本でもこの周波数が携帯電話用途となる可能性があります。また、キャリアアグリゲーション技術の進展により、個別の周波数帯でも複数同時に周波数を使うことができる等周波数をフレキシブルに有効活用でき、700MHz 帯携帯電話周波数の拡張に備えるべきであると考えます。

従って、特定ラジオマイクは専用帯域を設けず、すべてホワイトスペース（470～650MHz）で利用すべきであると考えます。

(意見3)

<該当箇所>

- I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み
2. ホワイトスペース利用システムの利用形態
- (1) 特定ラジオマイク

<意見>

【原案】

ホワイトスペースに隣接する 710～714MHz の周波数帯は、特定ラジオマイク用に一次業務として割り当てられており、当該周波数帯と連続的な使用により、同一機材での運用が可能となることを考慮する必要がある。このため、ホワイトスペースにおける特定ラジオマイクの使用周波数については、地デジ用周波数帯の中でもより高い周波数帯から使用できることが望ましい。

また、移動しながら運用する移動体型の特定ラジオマイクについては、その運用形態を考えると、今後技術的な方法等何らかの方法で地デジの保護を担保できない限り、ホワイトスペースでの利用は困難と考えられる。

このため、今回の運用調整の仕組みの検討に当たっては、いわゆる固定的な運用と可搬型の運用の特定ラジオマイク

移動通信システムに対する周波数については、「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン～（平成 22 年 11 月 30 日）」において、周波数確保の目標が掲げられており、この目標に向けた検討及び取組が総務省で行われているものと承知しています。

のみを検討の対象としている。

【意見】

(要約)

将来の更なる周波数再編を前提に、ホワイトスペースは42CH以下を使用すべき

(意見)

本年度、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数(53CHから62CHの10CH)は、近年の移動通信用周波数の逼迫対策のため、この利用帯域に割り当てられたところですが、最近の総務省の情報通信統計データベースによれば、移動通信事業者6社の移動通信トラフィック量は年間2倍の伸び率を示しており、今後10年間で約1,000倍のトラフィック量の増加が見込まれ、更なる移動通信用周波数の確保等の逼迫対策が必要です。この逼迫対策のためには、既存の放送用周波数の縮小も例外ではなく、将来的に更なる周波数再編が考えられます。

地上テレビジョン放送(470~710MHz)は、限られた周波数を有効活用できるデジタル放送の利点を最大限活かし、近い将来に当該放送帯域を更に圧縮して52CHから42CH以下に再リパックして470~650MHzとし、空いた10CH分の周波数を移動通信用周波数へ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。

【株式会社ウィルコム】

9

(意見1)

<該当箇所>

I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み

1. 検討の前提について(割当上の優先順位)

(1) ホワイトスペース利用システムの共用方針

<意見>

【原案】

平成24年1月に取りまとめられた「ホワイトスペース利用システムの共用方針」において、地上デジタルテレビジョン放送(以下「地デジ」という。)用周波数帯ホワイトスペース(以下「ホワイトスペース」という。)利用システム間の割当上の優先順位は以下のとおり示されている。

- 1 地上デジタルテレビジョン放送
- 2 特定ラジオマイク
- 3 エリア放送型システム1、センサーネットワーク、災害向け通信システム等のホワイトスペース利用システム(注)

頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上での参考とされるものと考えます。

(注) 別途混信防止措置などの技術的な検討を行うことが前提となるが、このほかホワイトスペースを利用するシステムとして無線ブロードバンドシステム等、様々なシステムの導入の検討がなされる場合には、同等の取扱いをすることが適当

これは、以下の2点を基本的な考え方としたものである。

- ① ホワイトスペースを利用するいずれのシステムも、地デジへ有害な混信を生じさせてはならず、また地デジからの有害な混信への保護を求めてはならない。後日開設される地デジについても同様である。
- ② 特定ラジオマイク（デジタル特定ラジオマイクを含む。以下同じ。）については、他のホワイトスペース利用システムとは異なり、770～806MHzの周波数帯（一次業務）からの移行であることから、上記①の範囲内で710～714MHz及び1.2GHz帯を含めて現行と同水準の継続的利用を確保する必要があるため、上記①の範囲内で利用環境の維持を可能な限り図ることが適当である。

特定ラジオマイク及びエリア放送の運用調整の検討に当たっては、上記の優先順位を基本として考えることが適当である。

【意見】

「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書(案)」(※)において、放送用受信設備（ブースター等）から携帯電話基地局等への混信により他の無線通信に支障を及ぼす例が実際に発生しており、関係業界を中心に一層の周知を図ることが必要であり、“あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべき”とされており、地上波デジタル放送システムにかかるブースターシステム等からの干渉について慎重に対応し、ホワイトスペースは混信防止を担保することが重要であると考えます。

今回のホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組みと同時に、地上波デジタル放送システムにかかるブースターシステムが、新規に設置する物については二次利用システム・TVバンド外携帯電話システムから不用意に受信抑圧等を受けないように、また同様に他システムへ干渉を与えないスペックを策定するための仕様を検討し、以下の各項目に対するそれぞれのガイドライン等を電波産業会にて策定していただくことを要望いたします。

1. 電波有効利用の促進に関する報告書で、今後市販されるUHFのブースターのフィルターの仕様について、厳密に縮退したデジタル地上波TVバンドに限定したパスバンドを入力段でフィルターアウトし、700MHz帯の携帯電話端末並び

に基地局、ITS 等からの信号による受信抑圧を発生しない機器とする様に明確なガイドラインを設けるべき

2. UHF ブースターと壁端子盤は、中間周波数を携帯電話と共用しているが、不用意に端子のみ取り付けしている場合等を電子回路で検知して LED 等でアラームして動作停止し、中間周波数帯の不要輻射を解放端より発射しないように規制する、明確なガイドラインを設けるべき

3. 同軸ケーブルのコネクタ成端工事の不手際により UHF ブースターと壁端子盤が、中間周波数を不要輻射している場合、ブースター給電等を利用して、自らそれを同様に検知して LED 等でアラームして動作停止する仕様を義務付けるよう、明確なガイドラインを設けるべき

4. TV 同軸端子のシールドが、蓋のリッドのプラスチックの切断等による故障等により取れることがないように、明確なガイドラインを設けるべき

※ 「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書（案）」の意見募集（平成 24 年 11 月 16 日）

第 2 章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進

1. 無線局の良好な受信環境の保護

（1）放送用受信設備から発生する不要電波等への対策

放送用受信設備（ブースター等）から携帯電話基地局等への混信については、旧規格の機器の使用やその設置工事不良等によって、中間周波数での不要電波が発生し、他の無線通信に支障を及ぼす例が発生している。

今後、同様の原因による混信の発生を最小化するため、関係業界を中心に施工等の留意事項を取りまとめ、製造業者、販売店、施工業者等への一層の周知を図ることが必要である。加えて、不要電波の発生により他の業務への影響が生じる可能性が高い場合には、あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべきである。

（意見 2）

<該当箇所>

I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み

1. 検討の前提について（割当上の優先順位）

（4）周波数割当計画について

① 特定ラジオマイク

<意見>

【原案】

周波数割当計画（平成 20 年総務省告示第 714 号）について、ホワイトスペース利用システムの実用化に関して、以下

710-714MHz を特定ラジオマイク専用に割り当てることについては、本最終とりまとめ（案）の意見募集対象ではありません。

なお、特定ラジオマイクは、広い範囲で移動しながら使用される利用形態があることから、ホワイトスペース以外に特定ラジオマイクのための専用帯域を設けることは必要で

の改正が実施されている。

① 特定ラジオマイク

特定ラジオマイクに係る周波数割当計画の改正は以下のとおり。

(ア) 現在使用されている周波数帯 (770~806MHz) については、「放送事業用及び一般業務用 (特定ラジオマイク用) によるこの周波数帯の使用は、平成 31 年 3 月 31 日までに限る」と規定され、移行先周波数として、470~710MHz、710~714MHz、1.2GHz 帯が割り当てられた。

(イ) このうち、470~710MHz については、二次業務として割り当てられ、二次業務の無線局は、「周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない」、「周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない」とされていることから、一次業務である地デジに対して有害な混信を生じさせてはならず、また地デジからの混信に対し、保護を要求してはならないとされている。

【意見】

(要約)

特定ラジオマイクの周波数移行が見込まれている 710~714MHz は、世界的に携帯電話用途とされている周波数のため、特定ラジオマイクの専用帯域は設けず、すべてホワイトスペース (470~650MHz) で利用すべき

(意見)

特定ラジオマイクの周波数移行が見込まれている 710~714MHz は、3GPP の国際標準規格の Band12 (699~716MHz) Band28 (703~748MHz) Band44 (703~803MHz) として世界的に携帯電話用途とされている周波数のため、スマートフォンの普及等により将来的に携帯電話の周波数が逼迫した際に日本でもこの周波数が携帯電話用途となる可能性があります。また、キャリアアグリゲーション技術の進展により、個別の周波数帯でも複数同時に周波数を使うことができる等周波数をフレキシブルに有効活用でき、700MHz 帯携帯電話周波数の拡張に備えるべきであると考えます。

従って、特定ラジオマイクは専用帯域を設けず、すべてホワイトスペース (470~650MHz) で利用すべきであると考えます。

(意見 3)

<該当箇所>

- I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み
2. ホワイトスペース利用システムの利用形態

あること、また、携帯電話と地デジとのガードバンドである周波数の有効利用の観点からも適当と考えられます。

移動通信システムに対する周波数については、「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラ

	<p>(1) 特定ラジオマイク</p> <p><意見> 【原案】 ホワイトスペースに隣接する 710～714MHz の周波数帯は、特定ラジオマイク用に一次業務として割り当てられており、当該周波数帯と連続的な使用により、同一機材での運用が可能となることを考慮する必要がある。このため、ホワイトスペースにおける特定ラジオマイクの使用周波数については、地デジ用周波数帯の中でもより高い周波数帯から使用できることが望ましい。</p> <p>また、移動しながら運用する移動体型の特定ラジオマイクについては、その運用形態を考えると、今後技術的な方法等何らかの方法で地デジの保護を担保できない限り、ホワイトスペースでの利用は困難と考えられる。</p> <p>このため、今回の運用調整の仕組みの検討に当たっては、いわゆる固定的な運用と可搬型の運用の特定ラジオマイクのみを検討の対象としている。</p> <p>【意見】 (要約) 将来の更なる周波数再編を前提に、ホワイトスペースは 42CH 以下を使用すべき</p> <p>(意見) 本年度、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数 (53CH から 62CH の 10CH) は、近年の移動通信用周波数の逼迫対策のため、この利用帯域に割り当てられたところですが、最近の総務省の情報通信統計データベースによれば、移動通信事業者 6 社の移動通信トラフィック量は年間 2 倍の伸び率を示しており、今後 10 年間で約 1,000 倍のトラフィック量の増加が見込まれ、更なる移動通信用周波数の確保等の逼迫対策が必要です。この逼迫対策のためには、既存の放送用周波数の縮小も例外ではなく、将来的に更なる周波数再編が考えられます。</p> <p>地上テレビジョン放送 (470～710MHz) は、限られた周波数を有効活用できるデジタル放送の利点を最大限活かし、近い将来に当該放送帯域を更に圧縮して 52CH から 42CH 以下に再リパックして 470～650MHz とし、空いた 10CH 分の周波数を移動通信用周波数へ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning 株式会社】</p>	<p>ン～(平成 22 年 11 月 30 日)」において、移動通信システム等について、周波数確保の目標が掲げられており、この目標に向けた検討及び取組が総務省で行われているものと承知しています。</p>
10	<p><該当箇所> 全体 (総論)</p>	<p>本案への賛同意見として承らせて頂きます。</p>

	<p><意見> 弊社は、700MHz 帯認定携帯電話事業者として、関連各位の皆様のご協力を得ながら、700MHz 帯終了促進措置を円滑に進めたいと考えております。</p> <p>ホワイトスペースにおける運用調整の仕組みづくりは、700MHz 帯における終了促進措置にも密接に関連する事項と理解しております。</p> <p>今後、ホワイトスペースを利用するシステムの円滑運用が推進されることで、周波数有効利用が促進されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	
11	<p><該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 4. 運用調整の確立のための具体的な方策 (1) 地デジの保護と利用可能性の予見性の付与 ① 特定ラジオマイクチャンネルリストの公表</p> <p><意見> 【原案】 特定ラジオマイクは可搬型として運用するものもあることや、別の帯域からの移行であり、移行前と同水準の利用環境を確保する必要があることを考慮すると、あらかじめ特定ラジオマイクの運用が想定される場所について、地デジに混信を与えず利用可能なチャンネルのリスト（以下「特定ラジオマイクチャンネルリスト」という。）を作成し、開設希望者は特定ラジオマイクチャンネルリストの場所の範囲内で免許を申請し、総務省はその申請された運用場所ごとに使用可能な周波数を指定して免許することが適当である。</p> <p>このため、総務省は特定ラジオマイクに係る無線局を免許することが可能である運用場所及び使用可能なチャンネルのリストとして位置づけられる特定ラジオマイクチャンネルリストを公表することが適当である。</p> <p>【意見】 「特定ラジオマイクチャンネルリスト」の公表により、特定ラジオマイクの使用の有無に係わらず、リストに掲載されるだけで特定ラジオマイク以外のホワイトスペース利用システムの免許が拒否されることがないよう、考慮されるべきである。</p> <p>基幹放送局の地上デジタル放送に対する与干渉（I/N<-10dB）を前提とするならば、特定ラジオマイクチャンネルリストはホワイトスペースチャンネルリストと同一のものとなり、特定ラジオマイクの利用の可否だけでなく、全てのホワイトスペース利用の可能性を示すリストとなるものと考えられる。</p>	<p>「特定ラジオマイクチャンネルリスト」と重複する事実のみを以て、他のホワイトスペース利用システムの免許が拒否されることは基本的に想定されていませんが、他のホワイトスペース利用システムの免許申請者は、特定ラジオマイクとの運用調整を行うものであることを示す資料を提出する必要があるとともに、特定ラジオマイクに有害な混信を生じさせない等の条件の下、免許付与されることとなると考えられます。</p> <p>「特定ラジオマイクチャンネルリストはホワイトスペースチャンネルリストと同一のものとなり、特定ラジオマイクの利用の可否だけでなく、全てのホワイトスペース利用の可能性を示すリストとなるものとする。」との御意見については、特定ラジオマイクと他のホワイトスペース利用システムとの間では、送信出力や運用環境等が異なることから、必ずしも特定ラジオマイクチャンネルリストであることが他のホワイトスペース利用システムの利用可能性を担保するものとはならないと考えられます。</p>

		【ケーブルテレビ無線利活用促進協議会】	
12	<p>(意見1) <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 1. 検討の前提について (割当上の優先順位)</p> <p><意見> 「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み最終とりまとめ (案)」に、地上デジタルテレビ放送用周波数帯ホワイトスペース利用システム間の優先順位を表記した事は評価致します。</p>		<p>本案への賛同意見として承らせて頂きます。</p>
	<p>(意見2) <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 3. 運用調整機能の必要性</p> <p><意見> 特定ラジオマイクとエリア放送 (その他の設備も含む) の運用調整の必要がないように、使用する周波数帯の棲み分けをするべきと考えます。特定ラジオマイクの周波数帯にあっては 1 次業務である 714MHz から低い方へ、少なくとも 6ch (36MHz 幅) を割り当て、基本的に この周波数帯でラジオマイクの運用ができることを要望します。この周波数帯の使用ができない地域においては、環境に応じて別途、周波数の割り当てを行うことを要望します。</p>		<p>ホワイトスペースにおける特定ラジオマイクの免許は、電波法令に定められた審査基準に基づき審査され、使用可能な周波数が指定されて免許が与えられることとなります。</p>
	<p>(意見3) <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 3. 運用調整機能の必要性 (2) 特定ラジオマイクとエリア放送相互間の運用環境の確保</p> <p><意見> この中にある、万が一、特定ラジオマイクが混信を受けた場合に、迅速な原因究明や対応のために、エリア放送の運用者に、特定ラジオマイク運用者等から連絡する必要がある可能性がある。この場合に、各地のエリア放送運用者の運用情報を把握し、ラジオマイク運用者からエリア放送運用者への連絡ができる仕組みが求められる。について意見ですが、ラジオマイクの運用現場において混信等のトラブルが発生した場合、公演の中断や中止、または、放送の事故となり、公演スポンサーや放送番組スポンサーなどから賠償の請求を受ける事に発展する場合は想定されます。つまり、混信等の</p>		<p>これまでも、特定ラジオマイクは、他の特定ラジオマイクとの運用調整を前提として運用がなされてきたところですが、ホワイトスペースでも同様に、他のホワイトスペース利用システムとの運用調整を前提として運用されることとなります。なお、事前の運用調整どおりに各ホワイトスペース利用システムの運用がなされれば、有害な混信が発生することは基本的に想定されないものであり、ここで記載されているのは「万一のケース」であることを申し添えます。</p>

	<p>トラブルが起きてから原因究明などの対応を行っても取り返しがつきません。このような観点からも混信等のトラブルを事前に防ぐ為に、特定ラジオマイクの周波数帯は他の設備と共有しないようにすることを要望します。</p> <p>(意見4) <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 3. 運用調整機能の必要性 (2) 特定ラジオマイクとエリア放送相互間の運用環境の確保</p> <p><意見> 総合的な意見として、そもそも、特定ラジオマイクは1次業務として安定的な運用を行うことが出来てきました。そのため、今般の周波数移行後も旧特定ラジオマイクと同水準の継続利用を確保する必要があるということで今日まで多数の会議や意見募集等が行われてきたと思います。しかしながら、既に施行された技術基準や、今後の運用の仕組みの案を見ると旧特定ラジオマイクよりも大変運用しづらい方向に向いていると感じております。この事について大変遺憾です。</p> <p style="text-align: center;">【日本テックトラスト株式会社】</p>	<p>特定ラジオマイクは、ホワイトスペースにおいても、エリア放送その他のホワイトスペース利用システムよりも免許条件上優先して取り扱われる等、一次業務からの移行という観点を踏まえた配慮がなされています。</p>
13	<p>(意見1) <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 4. 運用調整の確立のための具体的な方策 5. 運用調整体制確立後の運用について 6. 運用調整等の実施主体 7. 運用調整等実施規程のひな型</p> <p><意見> 【原案】 特定ラジオマイクは可搬型として運用するものもあることや、別の帯域からの移行であり、移行前と同水準の利用環境を確保する必要があることを考慮すると、あらかじめ特定ラジオマイクの運用が想定される場所について、地デジに混信を与えず利用可能なチャンネルのリスト（以下「特定ラジオマイクチャンネルリスト」という。）を作成し、開設希望者は特定ラジオマイクチャンネルリストの場所の範囲内で免許を申請し、総務省はその申請された運用場所ごとに使用可能な周波数を指定して免許することが適当である。</p> <p>このため、総務省は特定ラジオマイクに係る無線局を免許することが可能である運用場所及び使用可能なチャンネルのリストとして位置づけられる特定ラジオマイクチャネル</p>	<p>御意見にある「ホワイトスペースチャンネルリスト」が何を示すかが必ずしも明確ではありませんが、特定ラジオマイクチャンネルリストは、特定ラジオマイクの運用が想定される場所について、特定ラジオマイクが地デジに混信を与えずに利用可能なチャンネルを示すリストであり、日本全国の全ての「ホワイトスペース」で利用可能なチャンネルを網羅的にリスト化したものではありません。</p> <p>なお、特定ラジオマイクと他のホワイトスペース利用システムとの間では、送信出力や運用環境等が異なることから、必ずしも特定ラジオマイクチャンネルリストであることが他のホワイトスペース利用システムの利用可能性を担</p>

<p>ルリストを公表することが適当である。 他</p> <p>【意見】 特定ラジオマイクチャンネルリストは基幹放送局の地上デジタル放送に対する与干渉（I/N<-10dB）を根拠とするならばホワイトスペースチャンネルリストと同一のものとなる。</p> <p>従って特定ラジオマイクの利用のみならず全てのホワイトスペース利用の可能性を示すリストであり、これをもって特定ラジオマイクチャンネルリストとすることは適当ではない。</p> <p>特定ラジオマイクの利用にあつたては、リスト上に他のホワイトスペース利用に対して優先利用すべきチャンネルを特定し、過大かつ非合理的な調整の手間と負担を他のホワイトスペース利用との間で避けるべきである。</p>	<p>保するものとはならないと考えられます。</p>
<p>(意見2) <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み 4. 運用調整の確立のための具体的な方策 (2) 特定ラジオマイクとエリア放送間相互の運用環境の確保</p> <p><意見> 【原案】 エリア放送の免許の申請に際して、希望する場所やチャンネルでの運用について、特定ラジオマイク免許人と混信防止のための運用調整を行うことについての書類の添付を求め、</p> <p>【意見】 上記の書類を添付するためには、エリア放送の申請予定場所周辺で免許の交付を受けている（可能であれば申請中のものも含む。）特定ラジオマイクの運用エリアや連絡先等を公開するか、事前に問い合わせができる環境を整備することが必須である。</p> <p>(理由) エリア放送の申請に際しては、基幹放送局の地上デジタルテレビ放送の情報を調査して希望する周波数や空中線電力等を検討するが、申請してみないと付近に特定ラジオマイクが存在するかどうか不明である。</p> <p>希望する周波数や空中線電力の検討や変更の作業は大きな負担を伴うものであることから、ホワイトスペースを有効かつ合理的に利用するためには、事前に検討・調整ができるような仕組みが必須である。</p>	<p>特定ラジオマイクは、特定ラジオマイクチャンネルリストに掲げられた地域、周波数等の範囲内で免許が与えられることから、公表されている特定ラジオマイクチャンネルリストの情報から、特定ラジオマイクの運用エリアや、使用される可能性を把握することは可能です。</p> <p>なお、一般に、特定ラジオマイクチャンネルリスト上のある特定の地域において免許を得ている特定ラジオマイク免許人は、複数存在することが想定されます。</p>

<p>(意見3)</p> <p><該当箇所></p> <p>I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み</p> <p>5. 運用調整体制確立後の運用について</p> <p>(1) 特定ラジオマイクチャンネルリストの更新及びその影響</p> <p><意見></p> <p>【原案】</p> <p>特定ラジオマイクチャンネルリストの更新と免許済みの無線局との関係を整理すると以下のとおり。</p> <p>【意見】</p> <p>上記の原案部分を削除すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>特定ラジオマイクチャンネルリストの変更が行われた場合、周辺に調整が必要な特定ラジオマイクが存在しない場合にも、エリア放送の出力の低減、設置場所の変更や停波等の対応が求められる可能性に言及しており、存在しない特定ラジオマイクに対する調整が必要であるかのような記述となっていることは、特定ラジオマイクが免許制とされていることと法令的に明らかに矛盾している。</p> <p>特定ラジオマイクチャンネルリストが変更されても、特定ラジオマイクの新規開設申請や変更申請が行われな限りエリア放送との調整の必要は生じない。</p> <p>つまり、特定ラジオマイクチャンネルリストが変更されただけでは、免許済みの無線局に対する新たな措置等は全く必要がない。</p> <p>特定ラジオマイクチャンネルリストの変更に伴い、既存の特定ラジオマイクの新規開設申請や変更申請が行われた場合には調整の対象と考えられるが、この調整手順については、他の部分に記載されているので、ここに敢えて重複して記載する必要はない。</p>	<p>特定ラジオマイクチャンネルリストの変更により、エリア放送から特定ラジオマイクに混信の可能性が発生するのは、特定ラジオマイクの免許申請や指定事項の変更手続等を伴っている場合と考えられます。従って、当該地域で免許を得ている特定ラジオマイク免許人が存在することとなります。</p> <p>なお、「特定ラジオマイクチャンネルリストの変更に伴い、既存の特定ラジオマイクの新規開設申請や変更申請が行われた場合には調整の対象と考えられるが、この調整手順については、他の部分に記載されているので、ここに敢えて重複して記載する必要はない」とのご意見については、本記載は、特定ラジオマイクチャンネルリストの更新と免許済みの無線局（特定ラジオマイク及びエリア放送）との関係を整理したものであり、必要な記述であると考えます。</p>
<p>(意見4)</p> <p><該当箇所></p> <p>I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み</p> <p>5. 運用調整体制確立後の運用について</p> <p>(1) 特定ラジオマイクチャンネルリストの更新及びその影響</p> <p>② 既存のエリア放送との関係</p> <p><意見></p> <p>【原案】</p>	<p>特定ラジオマイクチャンネルリストの変更により、エリア放送から特定ラジオマイクに混信の可能性が発生するのは、特定ラジオマイクの免許申請や指定事項の変更手続等を伴っている場合と考えられます。従って、当該地域で免許を得ている特定ラジオマイク免許人が存在することとな</p>

特定ラジオマイクが割当上優先されることから、特定ラジオマイクチャンネルリストの変更により、エリア放送から特定ラジオマイクに混信の可能性がある場合には、エリア放送の免許人は、出力の低減、設置場所の変更や停波等の対応を求められる。

【意見】

上記の原案部分を削除すべき。

(理由)

前項と同じ。

ります。

なお、「特定ラジオマイクチャンネルリストの変更に伴い、既存の特定ラジオマイクの新規開設申請や変更申請が行われた場合には調整の対象と考えられるが、この調整手順については、他の部分に記載されているので、ここに敢えて重複して記載する必要はない」とのご意見については、本記載は、特定ラジオマイクチャンネルリストの更新と免許済みの無線局（特定ラジオマイク及びエリア放送）との関係を整理したものであり、必要な記述であると考えます。

また、ご意見を踏まえ、最終とりまとめの趣旨を明確にするため、以下のように修正します。

「特定ラジオマイクが割当上優先されることから、特定ラジオマイクの免許申請や指定事項の変更手続等に伴う特定ラジオマイクチャンネルリストの変更がなされ、更に運用調整の結果によって、エリア放送から特定ラジオマイクに混信の可能性がある場合には、エリア放送の免許人は、出力の低減、設置場所の変更や停波等の対応を求められる。」

(意見5)

<該当箇所>

- I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み
- 8. 運用調整の仕組みの導入に当たっての考慮事項

<意見>

【原案】

総務省は、エリア放送参入マニュアルにおいて、特定ラジオマイクとの調整の頻度を低減するために、特定ラジオマイクが使用する可能性が高いチャンネルについて、エリア放送

本記述は、特定ラジオマイクとエリア放送との調整の頻度を低減するために、エリア放送参入マニュアルにおいて、記載されることが望ましいと考えられることを記述しているものです。

なお、この注意事項にエリア放送免許申請者が従う義務はありませんが、その場合、

	<p>免許申請者が注意すべき事項を記載することが望ましい。</p> <p>【意見】</p> <p>総務省は、エリア放送参入マニュアルにおいて、特定ラジオマイクとの調整の頻度を低減するために、特定ラジオマイクが使用する可能性が◆低い◆チャンネルについて、エリア放送免許申請者が◆参考にすべき◆事項を記載することが望ましい。と修正すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>特定ラジオマイクの申請が無い段階(申請準備中の場合を除く。)で、エリア放送申請者に注意が求められる法令的な根拠が無い。</p> <p>また、当然のことながら相手方が無いため技術的な検討を行おうにも干渉レベル等が不明であるため具体的に注意することが不可能であり、意味が無い。</p> <p>調整の頻度を低減するためには、総務省がエリア放送免許申請者に向けて好ましい候補チャンネルを推薦することの方がより現実的かつ合理的であると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【エリア放送開発委員会】</p>	<p>運用調整を行う頻度が増加し、場合によっては停波等の措置を講じなくてはならないようなケースが多発する可能性があると考えられます。</p>
14	<p><該当箇所> 全体(総論)</p> <p><意見></p> <p>弊社は、700MHz帯の認定開設者として、関係の皆様からご協力を得ながら700MHz帯における終了促進措置を進めているところです。</p> <p>ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組みは、周波数の一層の有効利用が図られると共に、システム間の運用調整が円滑に行われることで、700MHz帯における終了促進措置の推進に寄与するものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>本案への賛同意見として承らせて頂きます。</p>
15	<p>(意見1)</p> <p><該当箇所></p> <p>I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 運用調整の確立のための具体的な方策 5. 運用調整体制確立後の運用について 6. 運用調整等の実施主体 7. 運用調整等実施規程のひな型 <p><意見></p> <p>【原案】</p> <p>特定ラジオマイクは可搬型として運用するものもあつことや、別の帯域からの移行であり、移行前と同水準の利用環境を確保する必要があることを考慮すると、あらかじめ特定</p>	<p>御意見にある「ホワイトスペースチャンネルリスト」が何を示すかが必ずしも明確ではありませんが、特定ラジオマイクチャンネルリストは、特定ラジオマイクの運用が想定される場所について、特定ラジオマイクが地デジに混信を与えずに利用可能なチャンネルを示すリストであり、日本全国の全ての「ホワイトスペース」で利用可能なチャンネルを網羅的にリスト化した</p>

ラジオマイクの運用が想定される場所について、地デジに混信を与えず利用可能なチャンネルのリスト（以下「特定ラジオマイクチャンネルリスト」という。）を作成し、開設希望者は特定ラジオマイクチャンネルリストの場所の範囲内で免許を申請し、総務省はその申請された運用場所ごとに使用可能な周波数を指定して免許することが適当である。

このため、総務省は特定ラジオマイクに係る無線局を免許することが可能である運用場所及び使用可能なチャンネルのリストとして位置づけられる特定ラジオマイクチャンネルリストを公表することが適当である。 他

【意見】

特定ラジオマイクチャンネルリストは基幹放送局の地上デジタル放送に対する与干渉（I/N<-10dB）を根拠とするならばホワイトスペースチャンネルリストと同一のものとなる。

従って特定ラジオマイクの利用のみならず全てのホワイトスペース利用の可能性を示すリストであり、これをもって特定ラジオマイクチャンネルリストとすることは適当ではない。

特定ラジオマイクの利用にあたっては、リスト上に他のホワイトスペース利用に対して優先利用すべきチャンネルを特定し、他のホワイトスペース利用との間での過大かつ非合理的な調整の手間と負担を避けるべきである。

（意見2）

<該当箇所>

I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み

4. 運用調整の確立のための具体的な方策

(2) 特定ラジオマイクとエリア放送間相互の運用環境の確保

<意見>

【原案】

エリア放送の免許の申請に際して、希望する場所やチャンネルでの運用について、特定ラジオマイク免許人と混信防止のための運用調整を行うことについての書類の添付を求め、

【意見】

上記の書類を添付するためには、エリア放送の申請予定場所周辺で免許の交付を受けている（可能であれば申請中のものも含む。）特定ラジオマイクの運用エリアや連絡先等を公開するか、事前に問い合わせができる環境を整備することが必須である。

（理由）

エリア放送の申請に際しては、基幹放送局の地上デジタル

ものではありません。

なお、特定ラジオマイクと他のホワイトスペース利用システムとの間では、送信出力や運用環境等が異なることから、必ずしも特定ラジオマイクチャンネルリストであることが他のホワイトスペース利用システムの利用可能性を担保するものとはならないと考えられます。

特定ラジオマイクは、特定ラジオマイクチャンネルリストに掲げられた地域、周波数等の範囲内で免許が与えられることから、公表されている特定ラジオマイクチャンネルリストの情報から、特定ラジオマイクの運用エリアや、使用される可能性を把握することは可能です。

なお、一般に、特定ラジオマイクチャンネルリスト上のある特定の地域において免許を得ている特定ラジオマイク免許人は、複数存在することが想定されます。

テレビ放送の情報を調査して希望する周波数や空中線電力等を検討するが、申請してみないと付近に特定ラジオマイクが存在するかどうか不明である。

希望する周波数や空中線電力の検討や変更の作業は大きな負担を伴うものであることから、ホワイトスペースを有効かつ合理的に利用するためには、事前に検討・調整ができるような仕組みが必須である。

(意見3)

<該当箇所>

I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み

5. 運用調整体制確立後の運用について

(1) 特定ラジオマイクチャンネルリストの更新及びその影響

<意見>

【原案】

特定ラジオマイクチャンネルリストの更新と免許済みの無線局との関係を整理すると以下のとおり。

【意見】

上記の原案部分を削除すべき。

(理由)

特定ラジオマイクチャンネルの変更が行われた場合に、周辺に調整が必要な特定ラジオマイクが存在しない場合にも、エリア放送の出力の低減、設置場所の変更や停波等の対応が求められる可能性に言及して、存在しない特定ラジオマイクに対する調整が必要であるかのような記述となっていることは、特定ラジオマイクが免許制とされていることと法令的に明らかに矛盾している。

特定ラジオマイクチャンネルリストが変更されても、特定ラジオマイクの新規開設申請や変更申請が行われない限りエリア放送との調整の必要は生じない。

つまり、特定ラジオマイクチャンネルリストが変更されただけでは、免許済みの無線局に対する新たな措置等は全く必要がない。

特定ラジオマイクチャンネルリストの変更に伴い、既存の特定ラジオマイクの新規開設申請や変更申請が行われた場合には調整の対象と考えられるが、この調整手順については、他の部分に記載されているので、ここに敢えて重複して記載する必要はない。

特定ラジオマイクチャンネルリストの変更により、エリア放送から特定ラジオマイクに混信の可能性が発生するのは、特定ラジオマイクの免許申請や指定事項の変更手続等を伴っている場合と考えられます。従って、当該地域で免許を得ている特定ラジオマイク免許人が存在することとなります。

なお、「特定ラジオマイクチャンネルリストの変更に伴い、既存の特定ラジオマイクの新規開設申請や変更申請が行われた場合には調整の対象と考えられるが、この調整手順については、他の部分に記載されているので、ここに敢えて重複して記載する必要はない」とのご意見については、本記載は、特定ラジオマイクチャンネルリストの更新と免許済みの無線局（特定ラジオマイク及びエリア放送）との関係を整理したものであり、必要な記述であると考えます。

(意見4)

<該当箇所>

I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み

特定ラジオマイクチャンネルリストの変更により、エリア放送から特定ラジオマイク

5. 運用調整体制確立後の運用について

(1) 特定ラジオマイクチャンネルリストの更新及びその影響

② 既存のエリア放送との関係

<意見>

【原案】

特定ラジオマイクが割当上優先されることから、特定ラジオマイクチャンネルリストの変更により、エリア放送から特定ラジオマイクに混信の可能性がある場合には、エリア放送の免許人は、出力の低減、設置場所の変更や停波等の対応を求められる。

【意見】

上記の原案部分を削除すべき。

(理由)

前項と同じ。

に混信の可能性が発生するのは、特定ラジオマイクの免許申請や指定事項の変更手続等を伴っている場合と考えられます。従って、当該地域で免許を得ている特定ラジオマイク免許人が存在することとなります。

なお、「特定ラジオマイクチャンネルリストの変更に伴い、既存の特定ラジオマイクの新規開設申請や変更申請が行われた場合には調整の対象と考えられるが、この調整手順については、他の部分に記載されているので、ここに敢えて重複して記載する必要はない」とのご意見については、本記載は、特定ラジオマイクチャンネルリストの更新と免許済みの無線局（特定ラジオマイク及びエリア放送）との関係を整理したものであり、必要な記述であると考えます。

また、ご意見を踏まえ、最終とりまとめの趣旨を明確にするため、以下のように修正します。

「特定ラジオマイクが割当上優先されることから、特定ラジオマイクの免許申請や指定事項の変更手続等に伴う特定ラジオマイクチャンネルリストの変更がなされ、更に運用調整の結果によって、エリア放送から特定ラジオマイクに混信の可能性がある場合には、エリア放送の免許人は、出力の低減、設置場所の変更や停波等の対応を求められる。」

(意見5)

<該当箇所>

I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み

本記述は、特定ラジオマイクとエリア放送との調整の頻度を低減するために、エリア

8. 運用調整の仕組みの導入に当たっての考慮事項

<意見>

【原案】

総務省は、エリア放送参入マニュアルにおいて、特定ラジオマイクとの調整の頻度を低減するために、特定ラジオマイクが使用する可能性が高いチャンネルについて、エリア放送免許申請者が注意すべき事項を記載することが望ましい。

【意見】

総務省は、エリア放送参入マニュアルにおいて、特定ラジオマイクとの調整の頻度を低減するために、特定ラジオマイクが使用する可能性が◆低い◆チャンネルについて、エリア放送免許申請者が◆参考にすべき◆事項を記載することが望ましい。と修正すべき。

(理由)

特定ラジオマイクの申請が無い段階(申請準備中の場合を除く。)で、エリア放送申請者に注意が求められる法令的な根拠が無い。

また、当然のことながら相手方が無いため技術的な検討を行おうにも干渉レベル等が不明であるため具体的に注意することが不可能であり、意味が無い。

調整の頻度を低減するためには、総務省がエリア放送免許申請者に向けて好ましい候補チャンネルを推薦することの方がより現実的かつ合理的であると考えられる。

【株式会社ハートネットワーク】

放送参入マニュアルにおいて、記載されることが望ましいと考えられることを記述しているものです。

なお、この注意事項にエリア放送免許申請者が従う義務はありませんが、その場合、運用調整を行う頻度が増加し、場合によっては停波等の措置を講じなくてはならないようなケースが多発する可能性があると考えられます。

16 (意見1)

<該当箇所>

- I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用の仕組み
- 1. 検討の前提について(割当上の優先順位)

<意見>

【原案】

利用システム間の割当上の優先順位は以下のように示されている。

【意見】

検討の前提として、地上デジタルテレビ放送用周波数帯ホワイトスペース利用システム間の優先順位が表記されたことを評価し、あらゆる状況において、この優先順位に則って疑義なく運用調整が行われることを<前提条件>として、運用調整に関わるすべての決まりごとに明記して頂きたいと考えます。

基本的に本案への賛成意見として承らせていただきます。

なお、個別の運用調整においては、免許人間の同意等に基づき、ケースバイケースの調整が行われることもあり得るものと考えられますが、最終的には、この優先順位に基づく免許条件がホワイトスペース利用システムの免許に付されていることを踏まえ、運用調整がなされるものと想定されます。

<p>(意見2) <該当箇所> I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用の仕組み 5. 運用調整体制確立後の運用について (1) 特定ラジオマイクチャンネルリスト・更新及びその影響</p> <p><意見> 【原案】 このため、特定ラジオマイクの運用者は、公表されている特定ラジオマイクチャンネル以外の場所での運用を希望する場合、地デジに混信を与えないよう地デジとの共用条件を満足する事を示す資料を総務省に提出し、・・・</p> <p>【意見】 次年度以降の特定ラジオマイクチャンネルリストの更新については、周波数移行である特定ラジオマイクの現状環境の維持を考慮し、地デジへの混信防止とエリア放送を含めた運用調整に欠かすことのできない重要な運用指針となる為、また電波利用の公共性が求められる観点からリストの更新についても総務省での実施を要望します。</p>	<p>本来、ホワイトスペースにおいては当該無線局の免許人自らによって地デジに混信を与えないことを確認して運用しなければならないものですが、当初の特定ラジオマイクチャンネルリストは、特定ラジオマイクの円滑な周波数移行を図るための一環として総務省において作成されるものです。次年度以降の当該リストの更新は、特定ラジオマイク運用者が提出する資料に基づいて総務省が行うことが適当と考えます。</p>
<p>(意見3) <該当箇所> 運用調整等実施規定【ひな形】</p> <p><意見> 【意見】 混信などにより調整が必要となった場合の指針となる運用調整実施規定【ひな形】にホワイトスペース利用システム間の優先順位及び免許人間の具体的な運用調整手順の表記がありません。 混信の際、免許人間による運用調整の指針となる運用調整実施規定【ひな形】にホワイトスペース利用システム間の優先順位及び運用調整手順の表記を要望します。</p>	<p>本ひな型は、今後設立される運用調整主体において規程類を整備する際の参考となるよう策定したものです。具体的かつ詳細な運用調整手順等については、運用調整主体において、必要に応じて、検討、整備されるものと考えられます。</p> <p>なお、個別の運用調整においては、免許人間の同意等に基づき、ケースバイケースの調整が行われることもあり得るものと考えられますが、最終的には、ホワイトスペース利用システムの免許に付されている免許条件を踏まえ、運用調整がなされるものと想定されます。</p>
<p>(意見4) <該当箇所> 運用調整等実施規定【ひな形】 4. 特定ラジオマイクとエリア放送との間の運用調整</p>	<p>頂いたご意見については、今後設立される運用調整連絡会（仮称）及び協議会（仮称）において、必要に応じて、検</p>

<意見>

【原案】

運用調整協議会は、特定ラジオマイク免許人及びエリア放送免許人に対して連絡先等を連絡し運用調整を指示する。

【意見】

通常は特定ラジオマイクのエリア放送に対する優先順位を前提として運用されるものの、万が一にも、特定ラジオマイク免許人及びエリア放送免許人の混信による運用調整が発生し、その調整が不調となった場合には、免許人間の不要な混乱を生じさせない為、必要に応じて、中立かつ電波に関する技術的知見を有する運用調整機関による裁定を要望します。

(意見5)

その他

(留意事項や情報提供など)

<意見>

ホワイトスペース利用システム運用調整の仕組み最終とりまとめ(案)への提言

地上デジタルテレビ放送用周波数帯ホワイトスペース利用システム運用の前提として、あらゆる状況において、この最終とりまとめ案に明記された優先順位に則って、疑義なく運用調整が行われること望みます。またこれを<前提条件>として、運用調整に関わるすべての決まりごとに明記して頂きたいと考えます。優先順位に則って運用されることで、原則的に運用調整は発生しないものと理解しますが、運用調整が発生し得る可能性は僅かでも想定されるのであれば、そのケースを予め具体的に洗い出しておくべきと考えます。

1. ホワイトスペース各システムの周波数帯域の棲分

・ホワイトスペースでの特定ラジオマイクとエリア型放送など各システムの安定運用には、運用調整の簡素化をする必要があると考えます。

その為には、ホワイトスペース各システムの運用周波数帯域を棲み分ける事が、運用調整の簡素化につながると考えます。

・使用チャンネルの変更が困難なエリア型放送システムとの運用調整は、予め同じチャンネルが競合しない様にしておくことで無用な調整を回避する事が可能であると考えます。

・運用調整の簡素化(無用な調整の回避)を図るための方策として、ラジオマイクはチャンネルの高い周波数帯から運用し、エリア型放送システムは低い周波数帯から運用する様に

討されるものと考えられます。

特定ラジオマイクとエリア放送との調整の頻度を低減する観点から、本最終とりまとめ案において、「総務省は、エリア放送参入マニュアルにおいて、(略)特定ラジオマイクが使用する可能性が高いチャンネルについて、エリア放送免許申請者が注意すべき事項を記載することが望ましい」としているところです。

免許を交付する事を提案します。

2. 特定ラジオマイクチャンネルリスト

・現在の、特定ラジオマイクは、1次業務として全国運用が可能であり、この運用環境の維持を考慮し、総務省の調査、検討、および合意によるチャンネルリストの作成、更新を将来的にも責任をもって継続していただけるように強く要望致します。

また、このチャンネルリストは、地デジへの混信防止とエリア放送を含めた運用に欠かすことのできない重要な運用指針となる為、常時更新が必要だと考えます。そのための調査、更新については、チャンネルリストの公共性保持の観点から、総務省での実施が適当と考えます。

・特定ラジオマイク年間運用連絡数は、平成 23 年度において約 23 万件以上、運用場所数は、約 6100 カ所以上となることや、今回の特定ラジオマイクの制度化により B 型ラジオマイクから A 型へ移行する劇場やホールが増えることが予測されるため、チャンネルリスト以外の場所での運用希望が発生すると考えられます。しかしながら、地デジに混信を与えないことを示す資料の提出を要求されることになった場合は、小規模な事業者が多い特定ラジオマイクユーザーにとって、技術的にも、経費的にも、困難ですし、また、全国ツアーなど日々場所を移動する可搬型の運用の場合、時間的にも困難です。提出資料の簡略化とチャンネルリストの敏速な更新、公表を要望します。

3. 運用調整機関

・運用調整等実施規定【ひな形】の運用調整手順によれば、特定ラジオマイクとエリア放送間などで混信による運用調整が必要となる場合、運用調整協議会が各免許人へ連絡し、免許人間による運用調整に委ねられています。万が一にも、運用調整が発生し、その調整が不調となった場合には、免許人間の不要な混乱を防ぐ為、中立で技術的知見を有する運用調整機関による裁定を要望します。

・新たな調整機関や運営環境の構築にはどのような費用が発生するのか、検討して頂きたいと考えます。

現在、特ラ連の運営費用は特定ラジオマイクユーザーの負担となりますが、現行の環境で必要の無い新たな費用負担は、他周波数帯（一次業務）からの周波数移行となる特定ラジオマイクユーザーが負担する費用では無いと考えます。

・運用連絡調整方法については、相互通信機能を持つインターネットなど効率的な連絡方法の整備構築が必要と考えます。

【社団法人日本演劇興行協会】

本来、ホワイトスペースにおいては当該無線局の免許人自らによって地デジに混信を与えないことを確認して運用しなければならないものですが、当初の特定ラジオマイクチャンネルリストは、特定ラジオマイクの円滑な周波数移行を図るための一環として総務省において作成されるものです。次年度以降の当該リストの更新は、特定ラジオマイク運用者が提出する資料に基づいて総務省が行うことが適当と考えます。

なお、具体的な提出資料の内容等やチャンネルリストの敏速な更新、公表については総務省において検討されるものと考えます。

頂いたご意見は、今後設立される運用調整連絡会（仮称）及び協議会（仮称）において、適宜、検討されるものと考えられます。

17	<p><該当箇所></p> <p>I. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み</p> <p>5. 運用調整体制確立後の運用について</p> <p>(1) 特定ラジオマイクチャンネルリストの更新及びその影響</p> <p>6. 運用調整等の実施主体</p> <p>(1) 特定ラジオマイクチャンネルリスト作成・更新の主体</p> <p><意見></p> <p>全体では賛成いたしますが、特定ラジオマイクユーザー団体として下記の2点だけ、意見を述べさせていただきます。</p> <p>H25年3月に作成し公表されるチャンネルリストでは、事務手続及び実運用上もれている場所が出てくると想定しています。このような場所を洗い出し追加登録をすることが必要となるため、少なくとも来年度までは総務省が責任を持ってチャンネルリストの更新を行うべきだと思います。</p> <p>また、今年度の技術試験事務において、特定ラジオマイクのアナログイヤーモニターを詳細に測定・検証し、ホワイトスペースでの共用検討を行っていただきたいと思います。</p> <p>5. (1) ①で、総務省は既存免許人に対し、これまで行われてきた特定ラジオマイクユーザーの運用上の利便性を損なわないことを十分に考慮した変更手続等の方策を立てるべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【日本舞台音響家協会】</p>	<p>基本的に賛成意見として承らせて頂きます。</p> <p>なお、特定ラジオマイクチャンネルリスト及びアナログイヤーモニターに関する意見については、総務省において検討されるものと考えられます。</p> <p>また、「特定ラジオマイクユーザーの運用上の利便性を損なわないことを十分に考慮した変更手続等の方策」については、今年度総務省において実施される技術試験事務の結果等を踏まえ、総務省において検討されるものと考えられます。</p>
----	---	--